

責任のとり方 —刑事被告人に見る人間の真相—



安部 光一
Kouichi Abe

犯罪と人間

刑事事件の弁護人になるといろんな被告人に出会う。弁護士は、有罪か無罪か、量刑は何年か、適正な手続きで被告人が処罰されているかを監視するのが役目だが、もう一步踏み込んで、被告人はなぜこのような罪を犯したのか、生い立ちはどうなっているのか、反省はしているのかなど本人の立場に立って観察してみると、自分にない魅力を持っていたり、教えられることも多い。また、現代は何でも他人のせいにする世の中であるし、一方で、弁解をしないと気が済まない社会もある。また、説明責任ということで、結果に対して何でも責任を追及する時代である。

最近の都知事の政治資金疑惑追及のやり方や都知事の答弁を見ていると、結局は主体性や眞の責任のとり方は影をひそめ、マスコミ主導の血祭りにあげる儀式のような気さえする。

そのような時代にあって、私はこんな責任のとり方もあるのではないかと感じた事件があるので、相当古い事件だが紹介する事にする。

ある強盗殺人事件

約20年前、福岡県のある田舎町で、ガソリンに火をつけられた自動車の中で、若い男女が焼死体となって発見される事件が起こった。焼死体となった男性の胸には「女が（セックスを）させてくれないので殺した。自殺する。」と書かれた遺書があったが、警察はこれを偽装心中と判断。直ちに捜査が開始された。

被害女性の身元をあらうと、宝石店に勤めており、宝石店オーナー男性A（これが本件刑事被告人）が、別の女性B（Aより20歳年下の愛人）と共に謀して、女性に多額の生命保険金を掛けていることが判明した。

生命保険は1ヶ月前、Aによって契約され、宝石店は2、3ヶ月前に開店したが、カタログだけが置いてあるような店だった。警察は単なる殺人事件ではなく、保険金目当ての強盗殺人事件として捜査をはじめ、AとBの行方を追った。後にAが自白したところによると、AとBは保険金を詐取しようとして、男女の無理心中事件を思いついた。シナリオは、Bが殺された宝石

店店員の女性に紹介したい男性がいると誘い、又一方で被害者の男性に、かわいい女の子を紹介するからと誘い出した。そして山の中でデートをするという約束のもと、Bがまず女性を暗い山中へ誘導し、待ち伏せしたAが棒で叩き殺した。

次にBがその男性を誘い出し、車に乗せられた時にAが現れ「遺書を書け。」と脅し遺書を書かせた後、男性をナイフで殺し自殺に見せかけた。そしてAは女性を車の中に入れて、ガソリンに火を付け車ごと燃やした。その時、急激に引火したものだから、Aの眉は焦げ付き、顔の一部を火傷した。

AとBは犯行直後、一目散に車で逃亡した。犯行を終えた途端、初めて恐怖が襲ったのである。AとBは、東京銀座でクラブのママをしているAの姉の元へ向かった。

福岡から東京へ三菱ミニカで高速道路をぶっ飛ばし、もはや捕まるしかないという不安と、犯行への後悔が交錯したに違いない。一睡もせず約15時間の運転で東京の姉に会った時、Aは「姉ちゃん、俺は大変な事をした。」と告げた。眉は焦げ顔は一部火傷の状態である。Aは多くを語らなかったが、姉は事の重大さを察知し、数時間AとBをクラブの仮眠室で匿った。のちに警察が調べに来たが、AとBは来なかつたと嘘をついた。

被告男性Aと女性Bの逃亡

Aはそれから6年間逃亡生活をし、その後空き巣をしていたところを警察に捕まった。Aは職務質問には偽名を使つたが、すぐに本名がばれた。東京で逮捕された後、福岡に移送され私がその時から国選弁護人となって、Aの弁護を開始した。尚、BはAと別れて逃亡した。

被告男性Aの刑事裁判 完全黙秘

この事件は、Aの完全黙秘の事件だった。しかし、Aは否認しているのではない。どうにでもしてくれというのである。有罪だったら死刑だが、それでもいいというのである。これには私も困った。刑事訴訟法上、刑事被告人は何も言わない権利がある。ただし何も言わないということは罪を否認しているということなので、私は被告人の協力のないまま、調書の矛盾点を見つけ無罪獲得を試みた。

検察官の証拠としては、車が燃えた目撃者証言、解剖医による他殺所見に対する鑑定人質問の弾劾、Aの姉の証人尋問である。

特に起訴の決め手になったのは、前述のAが姉に話した「姉ちゃん、俺は大変な事をした。」という科白であった。

姉は、警察からの追及により事件から数ヶ月の後、事件後起こった一部始終を話したのである（きっと弟を思うが故と思いたい）。勿論、私はその調書に不同意したため、法廷での証人尋問となった。彼女は福岡地裁での審理を拒否し、東京地裁での非公開の審理となつたが、そこでも証言を拒絶した。やはりAの目の前の証言は彼女にできなかつたのである。しかし、法廷から出るとき、姉はAの両手を取つて「A！私とアンタはたつた二人の姉弟だからね！」と涙ながらに言った。

被告人は泣いていた。弁護人である私も泣いた。検事も左陪席も、およそ涙腺の弱い人は皆、涙を抑えきれなかった。(裁判長だけは泣かなかった。)

思えばこの事件は、誰の目にも明々白々な事件なのだ。それを被告人が何も言わないので、弁護側は成す術がなかった。私は毎週のように拘置所に足を運んだが、話は事件の事より、Aの数多い前科の話、被差別部落の話、6年間の逃亡の話ばかりだった。Bについては死んだとかAが殺したとか言われているが、まだ生きていると言っていた。私が、黙秘は否認しているのと同じだから、反論していかねばならないと言うと、どうぞご勝手にという感じだった。それから2年ぐらい証拠調べが続き、訴訟の終盤に差し掛かった頃、被害者遺族の証人尋問で、急に被告人は全て自分が計画し男女二人を殺したと自白を始めた。「女は棒で叩いても死なんやつた。」と衝撃的な事実も述べた。

謝罪の言葉は全くなかったが、死刑を覚悟しての発言だったようだ。

判決は死刑

私は30ページ以上もある弁論要旨を作成したが、判決は死刑だった。

裁判長は、全てを理解したうえで死刑やむなしと判断したように思う。被告人と長く付き合ってきた私としては、Aの6年間の逃亡の苦痛、自責の念、その結果極刑も甘んじて受け入れるという覚悟に尊敬の念すら抱いた。何も弁解しない。これが本当の責任のとり方ではないだろうか。

死刑判決後、Aは法廷で私に深々と頭を下げ「いろいろありがとうございました。」と述べた。私は頷くばかりであった。当時、高校生の娘が裁判傍聴に来て、なぜAは死刑になったのにお父さんにはありがとうと言うのかと聞いた。また一方で、被告人に自白をさせた弁護士、と私はマスコミ（新聞記者）から言われた。

控訴取り下げ

私は判決言渡の直後、死刑判決の重みに耐えきれず、被告人の意思も聞かず即日控訴し、その旨拘置所にいるAに報告した。Aは黙ってその報告を聞いたが、数日後A自ら控訴を取り下げた。これで死刑は確定したのである。何という男だろう。自分のけじめは最後まで自分でつけるということか。

それから数ヶ月後、Bが警察に任意出頭した。Aが死刑判決を受け、控訴を取り下げたからだという。

同じ罪を犯したAとBは、20歳も年が離れ、別々の境遇を彷徨していたとはいえ、どこかで共通の思いがあり、かばい合って生きてきたのではないかと思う。見方を変えればこの2人は、大変な罪を犯したことで、それを背負っていく覚悟（愛）を相互に決めたのだろう。また、この事件は極限に至った時の人間（男）の責任のとり方は、かくあるべしという事を教えてくれているように思う。謝罪や説明もいらない、人間としてのけじめは自分でとるという強い意志である。裁判を通じて学んだ人間の真相を知る事件だった。

安部・有地法律事務所 所長